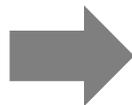


教育進化のための改革ビジョン

現在進行中

- ・一人一台端末の実現
- ・小学校35人学級の計画的整備
- ・教員免許制度の見直し



- 新型コロナウイルス感染症を契機として
- ・デジタルが持つ学びにおける可能性の提示、学びの在り方の変容
- ・学校の持つ福祉的機能や教師の存在意義、リアルな体験の持つ価値の再認識

2つの基本理念と4つの柱

誰一人取り残さず個々の可能性を最大限に引き出す教育・教職員が安心して本務に集中できる環境 ~「令和の日本型学校教育」答申内容の具体化~

- ☑ 「リアル」×「デジタル」の最適な組合せによる価値創造的な学びの推進
- ☑ これまでの学校では十分な教育や支援が行き届かない子供への教育機会の保障
- ☑ 地域の絆を深め共生社会を実現するための学校・家庭・地域の連携強化
- ☑ 教職員が安心して本務に集中できる環境整備

今後の施策展開の方向性

同一年齢で同一内容を学習することを前提とした教育の在り方にとらわれず、これまでの日本型学校教育の優れた蓄積も生かして、**個々に最適な学びを提供**するとともに、地域や企業とも連携し、**学校内外での豊かな体験機会を確保**するため、以下の施策に重点を置いて検討。

○個別最適な学びと協働的な学びの日常化

- ・全ての子供に対する、**幼児期からの学びや生活の基盤を育む質の高い教育**の提供
- ・**デジタル教科書**等を活用した学びの充実
- ・**授業時数の弾力化**や、**学年を超えた学び**の検証・開発(研究開発学校、その他の特例制度も活用)

○特別な指導や支援が必要な子供への学びの場の提供

- ・特別なニーズのある子供(障害、不登校、特異な才能、日本語指導等)やへき地の子供を対象とした**オンライン等を活用した教育・支援**の充実
- ・**特例校の設置促進**などによる、通常の学校だけでは十分な教育、支援が届かない子供への学びの場の確保
- ・学校内における個々のニーズに応じた**取り出し指導など柔軟な指導**の実施(障害、特異な才能、学習の遅れ、日本語指導等)

○全ての生徒の能力を伸長する高校教育の提供

- ・発達障害や不登校経験者など**多様な高校生への支援**と通信制高校の質保証
- ・普通科改革等による**地域・大学・企業等と連携した探究・STEAM教育**、デジタル人材など**専門高校と産業界が一体となった人材育成**
- ・**対面指導と遠隔・オンライン指導**の最適な組み合わせ

○質の高い教職員集団の形成

- ・**免許制度改革**や**勤務形態の柔軟化**などを通じた、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成
- ・教職課程の見直し、教員養成大学・教職大学院の機能強化・高度化
- ・教員勤務実態調査や35人学級の効果検証を踏まえ、**給与・処遇、多様な専門人材・支援スタッフを含めた教職員の配置の在り方**の検討

○地域や企業の力を巻き込んだ学校運営や「リアルな体験」機会の充実

- ・**全ての学校でのコミュニティ・スクールの導入を加速**(重点期間:令和4~6年度)し、地域に開かれた学校運営の実現と防災活動等での**学校・地域の連携強化**
- ・**地域や企業と学校が連携した形での学習支援や、起業家との触れ合い、豊かな体験機会の提供**
- ・地域や企業と連携し**全ての子供に学校内外での体験活動**の定着(異年齢集団での地域活動、職業体験、ボランティア、自然・文化芸術体験、読書等)や**課題を抱える子供たちを対象とした体験活動**の充実

➡ **経済界との直接対話により強力に推進**

○教員研修の高度化、働き方改革の実効性を高める観点からの環境整備

- ・デジタル技術の活用を含めた**教員研修の更なる高度化**や教師の**ICT活用技術の向上**
- ・校務の情報化をはじめとする学校における**働き方改革**を具体化する抜本的方策を検討

➡ **学校DX推進本部を設置し強力に推進**

※上記の取組と連動して、教育と社会の接続の多様化・柔軟化を推進する観点から、大学の機能強化、学びの支援、リカレント教育の推進についても教育未来創造会議において検討

(※本部長:文部科学大臣)

Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ(案)

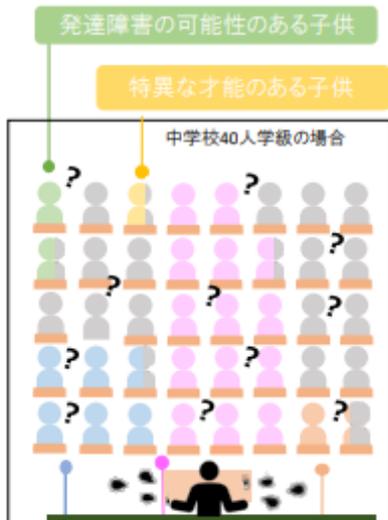
総合科学技術・イノベーション会議

教育・人材育成ワーキンググループ

政策1 子供の特性を重視した学びの「時間」と「空間」の多様化

すべての子供たちの可能性を最大限引き出すことを目指し、子供の認知の特性を踏まえ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「そろえる」教育から「伸ばす」教育へ転換し、子供一人ひとりの多様な幸せ(well-being)を実現。このためには、皆同じことを一斉に行い、皆と同じことができることを評価してきたこれまでの教育に対する社会全体の価値観や平均点主義の評価軸を変えていくことも必要。

子供たちが多様化する中で紙ベースの一斉授業は限界

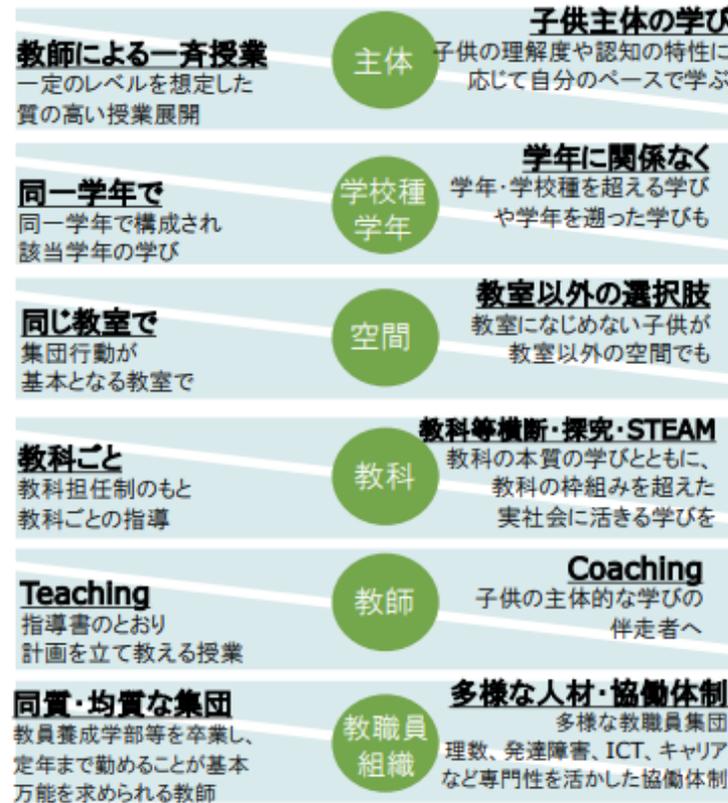


不登校・不登校傾向
日本語を家であまり話さない子供

家にある本の冊数が少なく学力の低い傾向が見られる子供
※語彙や読解力の低下は重要な教育課題

※子供の数の考え方・定義等については、本体スライド100の定義と同様。
※限られたリソースの中、個別最適な学び・協働的な学びを追求している学校や教師も沢山いるが、現リソースでは一般的に限界があることを想定して図式化

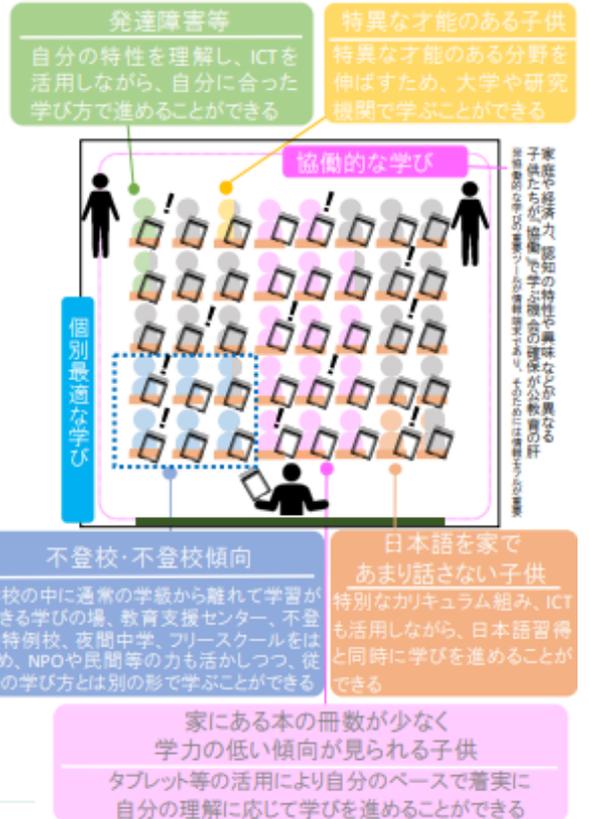
2017年改訂により資質・能力重視の教育課程へと転換



実現に向けた政策

- 1 教育課程の在り方(教育内容の重点化、標準授業時数など教育課程編成の弾力化)の見直し(文)
- 2 サイエンス分野の博士やプログラミング専門家が教壇に立てよう教員免許制度改革(文)
- 3 教職員の配置や勤務の在り方の見直し(文)
- 4 困難さに直面している子供たちの状況に応じた多様な学びの場の確保(文)
- 5 探究的な学びの成果などを図るためのレポートやプレゼンなどの評価手法の開発(内・文・経)
- 6 最先端テクノロジーを駆使した地方における新たな学び方のモデルを創出(内・テ・文・経)
- 7 デジタル・シティズンシップ教育推進のためのカリキュラム等の開発(文・経)
- 8 「教育データ活用ロードマップ」に基づく施策の推進(テ・文・総・経)
- 9 デジタル化を踏まえた国・地方・家庭の教育支出の在り方の検討(文・経)
- 10 子供や学びの多様化に柔軟に対応できる学校環境への転換(文)

多様な子供たちに対してICTも活用し個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実



不登校・不登校傾向

学校の中に通常の学級から離れて学習ができる学びの場、教育支援センター、不登校特例校、夜間中学、フリースクールをはじめ、NPOや民間等の力も活かしつつ、従来の学び方とは別の形で学ぶことができる

日本語を家であまり話さない子供

特別なカリキュラム組み、ICTも活用しながら、日本語習得と同時に学びを進めることができる

家にある本の冊数が少なく学力の低い傾向が見られる子供
タブレット等の活用により自分のペースで着実に自分の理解に応じて学びを進めることができる

1 不登校特例校を、各都道府県・政令指定都市に1校以上設置することを目指す。

- ・不登校の児童生徒の個別的な課題を踏まえた指導を行うことが重要であることから、加配を含む必要な教職員定数を確保するなど、公立及び私立の不登校特例校における指導体制の充実を図る。
- ・地域の実情に応じて多様な設置形態を選択可能とするため、不登校特例校は、単独校型のみでなく、指導体制を確保したうえで分校分教室型も設置できる制度であり、そのようなくみも含め周知を図る。夜間中学との併設や連携も選択肢として検討する。
- ・不登校特例校が各都道府県・政令指定都市に設置されるよう、政府において、自治体に対してその設置に向けた支援を行うとともに、首長も含めて広く実践事例等の情報提供を行う。その際、これまでの実践の成果がこれから新設される不登校特例校の実践に活かされるように情報提供の在り方を工夫する。

2 不登校特例校においてICTの利用を促進する。

- ・児童生徒の状況を適切に把握するため、不登校特例校においては、対面指導を基本としつつ、児童生徒が登校できない場合にはオンラインを組み合わせた指導を行うことも可能とし、そのための必要な措置を講じる。
- ・児童生徒の進路選択に支障を生じさせないよう、不登校特例校においてはオンライン指導を行った場合を含め、家庭等での学習成果を評価し、その成果を適切に成績に反映することが求められる。このため、成績評価の在り方に関するガイドライン作成など必要な措置を講じる。

3 小中学校等において学習指導員やSC・SSW等を拡充する。

小中学校等において、不登校傾向のある児童生徒が校内で安心して学習できる環境を確保する。教員による指導とともに、次のような指導・支援を行う体制整備のため、学習指導員の配置充実やオンライン等効果的な活用形態を含めたSC・SSW等の抜本的拡充を図る。

- ・学級以外の居場所（別室）を校内に設け、教員経験がある者や大学生などの支援員による学習サポートを行う。
- ・福祉施設等での勤務経験があり支援スキルを有する外部人材を活用し、児童生徒に対して学校において専門的な支援を行う。

4 保護者支援や地域連携を進める

- ・不登校の児童生徒や保護者の幅広いニーズに対応する上では、民間団体のノウハウを活用することも重要である。そのため、民間団体と教育支援センターが連携したオンライン支援や訪問支援などに関する委託等の事業を実施する。
- ・不登校で発達障害等のある児童生徒に対して福祉施設のスタッフが居宅訪問して支援できるよう、教育と福祉が協働する新たな仕組みを検討する。
- ・地域と連携し、学校の場において、悩みを抱えた保護者への相談対応等の家庭教育への支援として、例えば「ペアレントトレーニング（児童生徒への肯定的な働きかけ等を学ぶプログラム）」などを行う取り組みを推進する。
- ・保護者の悩みを共有し相談できる身近な場が重要である。このため、いわゆる「保護者の会」をコーディネートするカウンセラー等を教育委員会に配置し、各地域での「保護者の会」の開催を促進する。

5 不登校児童生徒の実態把握の改善を行う

- ・毎年度実施する不登校児童生徒数を把握する調査について、現在は欠席日数を中心とした調査であるが、自治体や学校等の不断の取組の成果が見えるものとなっていないため、児童生徒の状況の変化等が見えるような調査・分析の改善を行う。
- ・ネットゲーム等による生活習慣の乱れが不登校児童生徒に不登校の前後を通じて与える影響について調査研究を行う。



（今後の対応）

・骨太の方針に反映、成案がまとまったものから予算措置等